

断層の調査が決まったにもかかわらず、大飯原発4号を起動したことに強く抗議する

大飯3・4号を今すぐ停止し、断層の掘削調査の早期実施を

「現地調査をすべき。活断層であることを否定する資料はない」(17日の国の意見聴取会)



7月17日の国の意見聴取会では、多くの委員が断層の現地調査が必要であると発言しました。保安院は翌18日に、断層調査を実施することを発表しました。これは、市民や専門家、国会議員の現地調査を求める声に押されてのことです。しかし、断層の調査を決めたにもかかわらず、保安院と関電は、同日の夜9時に、大飯4号機の起動を強行しました。私たちは、この暴挙に強く抗議します。

◆意見聴取会では「活断層かどうかの判断には、現地調査が必要」

との意見が続出

大飯原発敷地内を走る破碎帯（断層）問題に関しては、複数の専門家から活断層の可能性が指摘されていました。17日に開催された国の第19回「地震・津波に関する意見聴取会」でも、委員から、これまで出された資料ではあまりにも不十分であり、現地調査をしなければ活断層かどうかの判断ができないとの多くの意見が出されました。「現地調査をすべき。活断層であることを否定する資料はない」「ブルーシートに覆われた関電の写真では、活断層かどうか分からない」「トレンチのスケッチにも写真の撮り方にも問題あり。活断層ではないと評価したのは甘い」、「これ以上説得力のある資料は出てこない。はっきりさせるやり方が必要」等々、関電のいう「活断層ではない」という主張をそのまま支持する委員は一人もいませんでした。

大飯・志賀原発再調査へ 敷地内活断層の恐れ

2012年7月18日
朝日新聞



大飯原発3・4号用の非常用取水路が、F-6断層を横断するように設置されている

大飯発電所原子炉設置変更許可申請書（1989年4月）
添付書類6（3号炉及び4号炉）第1.1.1図に、F-6断層等を加筆

◆「念のため」の調査とし、 調査を骨抜きにしようとする保安院

これを受け翌18日、保安院は、関電に対して調査計画を策定・報告するように指示しました。しかし、保安院は、調査は「念のため」に行うものであり、「再稼働を中止するほどの危険性は無い」と決めつけ、大飯4号機の再稼働を容認しました。また、北陸電力への指示と異なり、報告期限も指定していません。

◆F-6断層が動けば 最重要施設が破損

大飯原発敷地内を走るF-6断層

ウラに続く

がずれた場合、最重要（Sクラス）施設である非常用取水管などが破損する恐れがあります。非常用取水管は、海水をひいて非常用ディーゼル発電機などを冷却するためのものです。この配管が破損すれば、緊急時対策の重要な機器が使えなくなります。活断層であることが明らかになれば、運転はどうか、廃炉にする以外にありません。さらに、敦賀原発は停止中に断層調査を行っていますが、調査で地下の配管に穴をあけてしまいました。これが運転中であれば事故につながる危険があります。

断層の調査結果も待たずに大飯原発の運転を強行することは、おおい町民、福井県民、関西圏住民のみならず、全国民の生命・安全を軽んじる行為です。

◆大飯3・4号を今すぐ止めさせよう。まともな掘削調査を早期に実施させよう

政府と関電に対して、大飯3・4号の運転を停止することを求めていきましょう。早急に断層の掘削調査を実施するよう求めましょう。これまで活断層の可能性を指摘してきた渡辺満久教授なども調査に同行するよう求めていきましょう。

国と関電に、大飯3・4号を今すぐ止め、

敷地内断層の掘削調査を早期に実施することを求めるFAX、メール、電話を！

◆経済産業大臣 枝野幸男 yukio@edano.gr.jp TEL：03-3508-7448 FAX：03-3591-2249

〒100-8981 東京都千代田区永田町2丁目2-1 衆議院第1議員会館804号室

◆原子力安全・保安院担当部署 shinsaka-gyomu@meti.go.jp

原子力発電安全審査課耐震安全審査室 TEL：03-3501-6289 FAX：03-3580-8535

〒100-8986 東京都千代田区霞が関1丁目3-1

◆関西電力・本店 TEL：06-7501-0241 FAX：06-6446-9304

8月13日 大飯原発3・4号運転差し止め仮処分裁判・第4回審尋に集まろう！

★次回8月13日（月）の第4回審尋が結審です。

★関電はこれまで裁判の引き延ばしだけに力を注いできました。反論もすぐにできないのに、再稼働強行は許せません。司法へ公正な判決を求めましょう。

・集合 11：30 大阪地方裁判所正面玄関

・アピール行動 12：00～13：00

「大飯原発3・4号止めて！」の想いを司法に届けましょう。プラカード等ご持参ください。

・審尋 13：30～14：00頃 大阪地裁508号室

※裁判の傍聴は原告のみです。

・呼びかけ 大飯原発運転差し止め仮処分裁判原告団

グリーン・アクション info@greenaction-japan.org

京都市左京区田中関田町22-75-103 TEL 075-701-7223 FAX 075-702-1952

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会） mihama@jca.apc.org

大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581

2012. 7. 20